

公益財団法人日本ハンドボール協会 登録規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）の加盟団体である各都道府県のハンドボール競技を統括する団体（以下「各都道府県協会」という。）、及び各ハンドボール連盟（以下「各連盟」という。）を構成するチーム、及び個人の登録（以下「登録」という。）について定める。

2 日本協会が定める規定における「登録した個人または団体」とは、特段の定めがない場合は本規定および登録規定細則に則って登録されたチームおよび個人を指す。

(義務)

第2条 本協会の各都道府県協会、及び、各連盟を構成するチーム並びに役員、審判はこの規程の定めるところにより、そのチーム及び個人を本協会に登録しなければならない。

2 ただし、中学校、中学生、及び小学生については、別に定める。

(区分)

第3条 本規定によるチームの区分、個人は、次のものとする。

(1) チーム 一般L・・・日本リーグに所属するチーム

一般A・・・日本リーグ以外のすべての大会に参加資格がある社会人チーム

リージョナル・・・原則都道府県協会主催の大会にのみ参加できる社会人チーム

大学

高等専門学校

高等学校

中学校、及び中学クラブチーム

小学校、及び小学クラブチーム

(2) 個人

本規程において個人とは、本協会、各都道府県協会、または、各連盟が主催、共催する大会に、競技者として参加する選手、チーム役員及び各都道府県協会に所属する役員、審判をいう。チーム役員、選手はチームに所属していなければならない。

2 ただし、本規程による個人登録がなされていなくても、本協会は、日本代表チームの選手として（ジュニアを含む。）推薦、指名することができる。

3 本協会に登録する選手、およびチーム役員は、本協会所定の手続きによって、次の各区分の登録をしなければならない。

(1) 非契約競技者

(2) 契約競技者

(登録の手続き)

第4条 登録を申請しようとする者は、本協会の所定手続きを、本協会並びにチームが所在する各都道府県協会に、指定する期日までに行わなければならない。

手続きは所定の申請（チーム・個人）と、別に定められた納付金を納付した時点で完了したものとす。

(登録)

第5条 本協会は、所定の申請（チーム・個人）と、別に定められた登録金を納付した時点で、当該申請者を、チーム、及び、個人として登録が完了したものとして認める。

2 原則として、登録年度内における、チーム名の変更は認めない。

(重複登録について)

第6条 個人の登録の選手は、1つのチームまでとする。チーム役員は、複数のチームに登録できる。

ただし、登録料はそれぞれにかかるものとする。チーム役員の大会エントリーについては別に定める。

(国民体育大会、その他、特別の選抜チーム、ユース年代の登録の特例)

第7条 国民体育大会、その他、特別の選抜チーム及びユース年代（中学生）の登録については、別に定める。

(外国人の登録)

第8条 チームは、外国籍の外国人を登録することができる。登録申請時に外国協会に登録していた個人（選手）は、所定の手続きとして国際ハンドボール連盟、または、アジアハンドボール連盟発行の移籍証明書を添付して登録しなければならない。

(申請の期間)

第9条 登録の申請は、原則毎年4月1日から5月31日までの間に行うものとする。

(有効期間)

第10条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(追加登録)

第11条 登録締め切り後のチーム、及び、個人の登録は、次の場合に限り、認められる。

- (1) チームを新設したとき。いつでも申請手続きをし、登録することができる。
- (2) 個人を追加登録するとき。個人の追加は、申請があれば随時登録ができる。

(登録の拒否及び取り消し)

第12条 チーム、及び、個人登録申請書に虚偽の記述があった場合、または、申請者に本協会に登録する者としての品位を汚すような行為、その他がある場合は、調停・裁定委員会で審議の上、登録を拒否すること、あるいは、取り消すことができる。

(登録金)

第13条 本協会に係わる登録金は、別に定める。

(大会の参加資格)

第14条 本協会に登録していない者は、本協会、各都道府県協会、または、各連盟主催の大会に参

加することができない。ただし、個人で指名された日本代表チームの選手（ジュニアを含む）として、試合に参加するときは、この限りでない。

（登録抹消）

第 15 条 登録したチーム、及び、個人が、年度内にその活動を停止したときは、当該チームの代表者が、所定手続きにより、速やかに登録抹消の手続きをとらなければならない。本協会が指定した方法によって、登録抹消手続きを行った時点で、登録の効力を失う。

（移籍）

第 16 条 個人（選手）は、登録したチームから登録抹消した上で別の登録チーム、あるいは、新たに登録しようとするチームに移籍することができる。

移籍の手続き、移籍に伴う登録金の支払い、取り決めについては別途登録細則に定める。

（移籍証明書の発行）

第 17 条 本協会に登録した個人（選手）が、外国のチームに入籍しようとするとき、本協会は、本人の申請により、所定の移籍証明書を発行することができる。ただし、当該者が、日本代表選手として選抜されるときは、日本代表チームに参加しなければならない義務を負う。

（登録証）

第 18 条 本協会に登録した個人に、登録証を発行する。登録証の取り扱いについては、各大会によって定める。

2 各大会では登録証により個人を特定しなければならない。

（調停・裁定）

第 19 条 本規程に関する紛争、または、解釈、運用に疑義が生じた場合は、調停・裁定委員会で審議の上、調停、裁定するものとする。

2 調停・裁定委員会については、別に定める。

（罰 則）

第 20 条 本規程に違反した場合は、懲罰委員会に諮り、懲罰する。

（改 正）

第 21 条 本規程の改正は、常務理事会の審議を経て、理事会の過半数の賛成をえて決定する。

附則 この規程は、平成 6 年 2 月 12 日から施行する。

この規程は、平成 7 年 2 月 4 日から一部改正して施行する。

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

この規定は、平成 11 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。